

○山井委員 二十分間、私が質問させていただきまして、残り十分、岡本議員が質問させていただきます。

きょうも、過労死の御家族の皆さん、傍聴にもお越しをいただいておりますが、質疑をすればするほど、今回の野村不動産の問題は過労死を隠したのではないかと。もっと言えば、過労死を隠しただけじゃないんですよ。逆に、裁量労働制を取り締まった好事例として、いい事例として、裁量労働制の拡大の働き方改革の法案を通すためのいい成功事例として、加藤大臣、安倍総理は国会で答弁したけれども、とんでもない。実は、二〇〇五年に裁量労働制を営業職に拡大して、それから二〇一六年にこの方の過労死が発覚するまで、過労死が起こるまで指導ができなかったという大失敗事例であったということが本当なんじゃないんですか。

となると、裁量労働制のデータ捏造より私は悪質な危険性があると思います。過労死が起こらないと指導できないという大失敗事例なのに、あたかも、野党議員が、裁量労働制は問題じゃないですかと言ったら、安倍総理や加藤大臣が、野村不動産はしっかり指導監督しておりますと。逆に、裁量労働制をきっちり取り締まっている成功事例かのようにおっしゃっていたんですね。私は、これはとんでもない話だと。一步間違えば、国民に対するだましではないかと思えます。

それで、私はやはり、この間の裁量労働制の議論は、このフリップに集約されると思うんですね。配付資料の一枚目。

つまり、きょうもお越しになっておられますけれども、過労死の家族会の皆さん方は、配付資料の二ページ目です、過労死、過労自殺をふやす企画型裁量労働制の拡大に反対しますということをずっと言い続けているんですよ。今回の野村不動産を見れば、まさにそのとおりじゃないですか。

しかし、野村不動産の過労死が明らかになったら、まさに家族会や野党が言っていることが本当だということになるから、何とか野村不動産の裁量労働制の過労死を隠そうとした。しかし、結果的にはばれてしまった。そういうのが今の真相ではないかと思っております。

そして、私たちが怒っているのは、この裁量労働制よりはるかに労働時間規制を緩くする、スーパー裁量労働制と言われる高度プロフェッショナル、これを導入する法案を国会提出して、審議入りしようとしているわけです。裁量労働制でもこれだけ過労死が出ているのに、高プロだともっと過労死が出ます。当然、この高プロを削除することが審議入りの大前提である。当然のことです。そのことを申し上げたいですし、過労死の家族の会の方々も、三ページにありますように、もちろん、裁量労働制の拡大のみならず、高プロにはずっと大反対をされておられます。

そこでなんですが、先ほどの初鹿議員との質疑を聞いていて、あれっと思ったんですね。二十六日までは、このツアーアウトルールには合致しないということなんですね。このツアーアウトルールになって、過労死ゼロの緊急対策のスキームに乗っちゃうと、過労死が明らかになる可能性が高い。二十六日まではこのスキームには乗りませんと。しかし、山越局長は、今だったら乗るかどうかは言えません。これ、おもしろいですね。何で、二十六日に乗らなくて、今だったら乗る可能性が出てくるんですか。

では、加藤大臣にお聞きします。

十二月二十七日という、過労死の労災の支給決定があった翌日であれば、このツアーアウトに乗る可能性があるんじゃないですか。

○加藤国務大臣 まず、委員、先ほどから、成功事例として申し上げたと。私は、そういうことは一回もありません。問題点があるから、それに対して対処している、そして、こうした事例が起きないようにしっかりやっているということを申し上げて、しかも、だましという言い方をされましたけれども、私ども、だますというつもりで何か答弁をしたつもりはないということは明確に申し上げておきたいと思えます。

また、先ほど初鹿委員にも御説明いたしましたけれども、当初、今は裁量制を全部削除して出ささせていただいておりますけれども……（山井委員「いや、もうそれはいいですから。済みません、時間二十分しかないので、聞いたことだけに答えてください、二十分しかないので」と呼ぶ）

○高鳥委員長 大臣の答弁中です。

○加藤国務大臣 いやいや、委員がおっしゃっておられるから申し上げているのであって……（山井委員「いやいや、ちょっとやめてください。そこまでされるんだったら、また次も集中審議をやってもらいますから、それはいいですよ。時間潰しをされるんだったら、もう一回やらせてもらいますので」と呼ぶ）（発言する者あり）

○高鳥委員長 静粛に願います。大臣の答弁中です。

○加藤国務大臣 端的に申し上げますけれども、私どもが議論させていただいたのは、規制強化ということも含めて出させていただいている、そのことを、ぜひもう一度申し上げておきたいというふうに思います。

それから、先ほど、うちの局長から申し上げたのは、二十六日に決定があったわけでありまして、二十五であっても二十六であっても対応は変わらない、こういう言い方をしているわけでありまして……（山井委員「二十七は」と呼ぶ）ですから、二十六日に決定があったものを含めて言っても、対応は変わらないと申し上げているわけでありまして。

○山井委員 答えていない。

二十七日の場合はどうなんですか。明確に答えてください。

○加藤国務大臣 ですから、二十六と二十七の間に変化はないんじゃないんですか。二十六日に決定があったんですから、だから、決定があった日と決定がある前の二十五日の間に対応が変わっているとは思えない、そういうことを申し上げているわけでありまして。

○山井委員 念のため、二十七でどうですかというのを明確に答えてください。

○加藤国務大臣 ですから、二十七とか、どんどん、例えばきょうだと言われれば、この間いろいろな事情があります。それを全部、今判断するって、それはできないということを……（山井委員「そんなことは聞いていません。二十七。答えてください」と呼ぶ）

ですから、先ほど申し上げているように、二十六日に決定があったということをおっしゃっているんだから、二十五と二十六において、その基準に対する対応については変わりはないものということをおっしゃっているということであって、二十六と二十七の間に何の変化があるのか、ちょっと私には理解をし得ないところでもあります。

○山井委員 確認しますが、では、労災認定が決定した後も、これは合致していないということでもいいですね。労災認定の支給決定の後も、このスキームには合致していないということでもいいですね。

○加藤国務大臣 一つ一つ、そのスキームのどこに合致しているかということは答弁しないということではやらせていただいているんです。ただ、その一つ一つ、どれに該当したか、例えば基準に当たりましたかということ、例えば過労死事案があつて……（山井委員「いや、もういいですから、端的に答えてください」と呼ぶ）いやいやいや、違いますよ。だから、そこをよく聞いていただかなければ。

要するに、例えばその基準に……（山井委員「いや、そんなこと聞いていない」と呼ぶ）

○高鳥委員長 御静粛に願います。

○加藤国務大臣 基準に該当するかどうかについては具体的に申し上げていないんですよ。だから、例えば、仮に過労死事案があつて……（山井委員「そんなこと聞いていないから」と呼ぶ）いやいやいや、その過労死事案があつてそのプロセスがあつても、それが、過労死があつたかどうかということは説明していないんですよ、これまで。

だから、では、どこに該当するかしないかということについては一つ一つは申し上げられないけれども、委員からそういうお話があるので、二十五と二十六、二十六日は決定日でありまして、ではその間に対応が違ふのかと言われれば、そうした対応は異なるということを明確に申し上げているということでもあります。（山井委員「とめてください、とめてください。答えてください。答えたらいじゃないですか」と呼ぶ）

○高鳥委員長 山井和則君、質問を続けてください。質問を続けてください。

山井和則君、質問を続けてください。

○山井委員 いや、これ、本当に、たった二十分の質疑なのに、これだけだらだら明確にはぐらかすんですから、来週水曜日、必ず、こういうやり方をするのであれば、集中審議は再度やってください。委員長、お願いします。

○高鳥委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○山井委員 いや、これははっきり言って質問妨害です。

要は、答えにくい質問はだらだら答えて時間を超過しようとしているんですけれども、過労死を隠しているのはもう大体わかっているわけですから。

それで、では、一昨日の岡本議員の質問に対して、きょうの配付資料に入っておりますけれども、安倍総理は一月二十九日の時点では過労死のことは知らなかったということを答弁をされておられます、岡本議員の質問に対して。

それで、大西議員、きょうおられますけれども、大西議員が安倍総理に、その日、質問しているんですね。そうしたら、安倍総理は大西議員に対して、野村不動産で特別指導をしているということを言って、それで、政府としては制度が適正になるように今後とも指導を徹底してまいりますと。要は、やはり成功事例として言っているんですね。

でも、この成功事例として言っているときに、安倍総理は過労死のことは知らなかったんですよ。知っていたら、こんなこと言えませんよね。徹底じゃないじゃないですか。人が死なないと指導できなかったんだから、十分に指導できなくて済みません、過労死が見つかるまで指導できませんでしたということで、これは徹底なんか全然していないんだから。

ついでには、加藤大臣、一月二十九日、総理は過労死は知らなかったと言っておられるんですけれども、こういう議論になるんですから、なぜ一月二十九日までに安倍総理に、実は野村不動産、過労死が出ているんですよって何で教えなかったんですか。

○加藤国務大臣 いや、ですから、先ほどから委員は、失敗事例、失敗事例って、一体何を言っておられるのかというふうに私は思います。(山井委員「過労死が起これないと取り締まられなかったじゃないですか、それが失敗じゃなくて何なんですか、人が死んでいるんですよ」と呼ぶ)

○高鳥委員長 静粛に願います。

○加藤国務大臣 ですから、過労死についてはいろいろなところで起きています。我々は、それを減少すべく、努力をしております。

そして、本件も、こうした事案があって、そして裁量労働制も適正になっていないから、それを是正するために一生懸命に監督官はやっているんですよ。(山井委員「いや、もういいから、答弁してください、早く」と呼ぶ) いやいや、それを失敗事例と言われたら、一体、しかも、過労死があれば、申請があれば、徹底して監督指導するんだという方針も出しているんですよ。

ですから、それをもって、過労死をもちろん防ぐということは大事でありますし、それは我々は努力をしますけれども、その後の努力というものを全く失敗事例のようにおっしゃる。これは、今現場で頑張っている監督官に対しても、私は、いかななものなのかということを上申したいというふうに思います。

○高鳥委員長 山井和則君。(山井委員「ちょっと、質問に答えていないじゃないですか、一月二十九日までに何で安倍総理に言わなかったか。ちょっと悪質ですよ」と呼ぶ) もう一度質問してください。山井和則君、質問を続けてください。(山井委員「いやいや、質問したじゃないですか、だめですよ。ちょっととめてくださいよ」と呼ぶ)

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高鳥委員長 速記を起こしてください。

加藤厚生労働大臣。(発言する者あり)

御静粛に願います。

○加藤国務大臣 ですから、総理に対しては、特別指導の理由については申し上げているということでございまして、それは、特別指導をやった、たしか十二月二十六日に、資料を官邸の方に持って行って、その上で説明をなされているということで、今回の特別指導も、今言った、なぜやったかということについては……(山井委員「答えていないじゃないですか」と呼ぶ) いや、だから、なぜやったかについては、だから、こうした事案が非常に、先ほど申し上げたような四点、全社的に行われている、一律にやっている、そういったことがある場合、やってい

るということを申し上げているわけであります。

それで、個々の過労死事案については、総理に上げるということは通常していないということでございます。

○山井委員 全然通常じゃないじゃないですか。裁量労働制が最大のテーマになって、野村不動産のことや裁量労働制の過労死について質問が来るんだったら、上げるのが当たり前じゃないですか。

私、ちょっとびっくりしました。二〇〇五年から営業に野村不動産は裁量労働制を拡大して、過労死が起こるまで指導できなかったんですよ。私は失敗事例だと思います。人が死なないと指導できなかった。もちろん、指導したことはいいですよ。でも、人が死ぬ前に指導するのが本当の指導じゃないんですか。人が死んで、人が死なないと指導ができなかったのが失敗事例と言ってどこが悪いんですか。

では、安倍総理は三月五日に過労死のことを報告で知ったということですが、三月四日には、これは朝日新聞に出ているんですね。ということは、一般国民が野村不動産の過労死を三月四日に知った。でも、安倍総理は、一般国民より一日ずれて、自分が裁量労働制を拡大しよう、拡大しようと言っていたのに、一般国民より、それを知るのが一日遅かったということではよろしいですか。

○加藤国務大臣 まず、拡大しろ、拡大しろじゃなくて、拡大する部分もありますけれども規制強化をする部分もあるということは、先ほどから申し上げているところであります。

それから、確かに新聞にはそう出ておりますけれども、その日は日曜日でありましたから、月曜日、しかも、たしか石橋議員からの御質問もあったということで、その機会に上げた、そういうことでございます。

○山井委員 でも、信じられません。あれだけ国会で裁量労働制が問題になって、過労死が起こるといって、過労死の家族会の方々も大きな反対、懸念の声を上げているときに、じゃ、新聞報道されるまで、安倍総理に、野村不動産で実は過労死があったんですよ、その結果特別指導になったんですよということを、なぜ上げなかったんですか、加藤大臣は。普通は上げるでしょう、それは。

○加藤国務大臣 残念ながら、裁量労働制に関する過労死事案というのは、本件のみならずこれまでもあって、それは私どもも報告をさせていただいているわけでありますから、裁量労働制においても過労死があるということ、これは国会でも答弁をしていたはずでありますし、それはみんな認識をしていたというふうに思います。

ただ、個々の事案でありますので、過労死一つ一つについては総理に上げていないということ、これは先ほど申し上げたとおりでございます。

○山井委員 いや、これは、私、はっきり言って、国民に対するだましと言えらると思いますよ。あれだけ裁量労働制は素晴らしいということをおきながら、実は、厚生労働省や厚生労働大臣は過労死のことを知っていたけれども、安倍総理にも上げなかった。

そうしたら、最初に安倍総理が三月五日に、実は野村不動産、裁量労働制で過労死があったんですよと聞かされたときに、安倍総理はどういうコメント、どういう反応をされたんですか。私が総理大臣だったら、あれだけ裁量労働制を拡大しようとしていたけれども、やはり野党が言っていたように過労死が出ていたのか、これは大変なことになった、加藤大臣、厚労省、何でもっと早く俺に言わなかったんだと言うと思いますよ。安倍総理はどうおっしゃってましたか、初めて報告したときに。

○加藤国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、もちろん業務の拡大、これも限定してするということではありましたが、しかし、他方で、相当規制強化をいろいろ入れて、そして、そこには裁量労働制の問題点の認識があって入れているわけでありますから、今委員おっしゃるように、何かどンドンどンドン拡大するということでは決してなかった、これが我々の対応であります。

それから、具体的に総理がどうおっしゃったかは、私どもが、厚労省が直接上げているわけではありませんから、それは私ども、承知しておりません。

○山井委員 びっくりしました。無責任。これだけ裁量労働制を拡大するかどうかで与野党、国民を巻き込んだ大議論になっているのに、その肝心の裁量労働制で過労死が出ていることを直接上げていない、安倍総理がどういう反応をしたのかも知らない。それで厚生労働大臣の役職、よく務まりますね。責任を持って裁量労働制の議論をしてください。人が死んでいるんじゃないんですか、そのことを直接総理大臣にも上げずに。

例えば、私が議論したときも、裁量労働制で過労死がふえるじゃないですかという議論をしたときに、安倍総

理は、裁量労働制に関しては八割の人が満足、やや満足で、いい制度ですよと言っているんですよ。そのときも、過労死が起きていることを知らないんですよ。過労死が起これたら、そんなことは言えないと思いますよ。

じゃ、安倍総理が野村不動産での過労死を知ったときの反応、コメントは知らないということですから、安倍総理に来ていただいて、この野村不動産の過労死等々についての集中審議を行っていただきたいと思います。

なぜならば、裁量労働制のデータ捏造のみならず、この裁量労働制の過労死を厚労省は知っていたのに安倍総理に伝えず、そして安倍総理が国民に対して裁量労働制はいい制度ですよとPRしていたら、これは過労死隠し、だましとも受け取られかねませんよ、国民からしたら。

委員長、総理を呼んで、来週水曜日、この過労死隠しの問題、野村不動産の問題について、裁量労働制などの問題について、集中審議を行っていただきたいと思います。

○高鳥委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○山井委員 言っちゃ悪いけれども、この問題だけじゃないんですよ。森友の問題、加計の問題、日報の問題、隠しているんじゃないんですか、うそをついているんじゃないんですか。私は、これらの問題の中で一番悪質だと思えますよ、過労死隠しというのは。

ここに書いてありますように、実は、野村不動産は、過労死については指導を受けていないんです。なぜだかわかりますか。特別指導は労災認定の前日にやっているんです、わざと。これは、普通考えたら、ああ、特別指導、過労死が起これていた、ああ、過労死が起これたから特別指導を受けたんだなと思いますよね。違うんですよ。

加藤大臣、もしかして、わざと特別指導を過労死の労災認定の前日に、わざとやったんじゃないんですか、もしかして。その理由は、これが前後したら、過労死のことも指導しないとだめになって、過労死のことも指導すると過労死がばれるかもしれない。さらに、もしかして、御遺族が労災認定を受けましたと言ったら批判が来る。だから、先手を打って、認定の前日に特別指導をして、もし過労死が明らかになっても、だから特別指導をやっているでしょうと言ひ逃れができて、もし御遺族が公表しなかったら、特別指導した成功事例として国会でも使える、そういう考えだったんじゃないんですか。しかし、やはり実はばれちゃった、過労死があったことが。

これは、なぜ前日になっているんですか。何か意図があるんじゃないんですか。それで、これが逆転したら、ツアーアウトルールで、過労死が明らかになる危険性があったからじゃないんですか。これらの点について、いかがですか。

○加藤国務大臣 これまで答弁したことを、ですから、二十五で二十六と変わらないということは先ほどから申し上げているので、そこを何かまた違う形でおっしゃられても、ちょっとどう答弁していいかなというふうに迷うところであります。

委員がいろいろと御推測される、それはそれでありなんだろうと思いますが、我々は、この案件はこの案件、そして労災の案件は労災の案件として、それぞれ粛々とやらせていただいている。それがまた我々監督行政の姿だというふうに思います。

○山井委員 加藤大臣は、この野村……

○高鳥委員長 申合せの時間が経過しておりますので、御協力をお願いします。

○山井委員 最後の一问だけ。

加藤大臣は、野村不動産の過労死はいつ知ったんですか。それで、一番最初に知ったときに、どういう印象、感想を持たれましたか。

○加藤国務大臣 ですから、その話については、その御遺族等々の御意向を踏まえ、そして法律も踏まえた中で、この範囲ということで申し上げているんですから、それを超える話は私の方からはできないということは、これは再三再四申し上げております。

ただ、過労死ということについては、もちろんそうした事案があって、そして、そのことによって、御本人もそうでありますし、また御家族等々、本当に大変な状況にある。私も、過労死の家族の方からも直接お話も聞かせていただきました。あるいは、そういったシンポジウムでも、その方々の本当に悲痛な思いも聞かせていただいております。

そのことは我々はしっかり受けとめ、そして、過労死がない、そういった世界を目指して頑張っているんです

が、しかし、残念ながら過労死等があれば、その場合には、そこにしっかり監督指導に入ってそこを是正させ、そして少なくともその企業においてそういったことがないように、これは監督官が日々頑張っている、このことは明確に申し上げておきたいと思えます。(山井委員「答えていない、答えていない」と呼ぶ)

○高鳥委員長 既に持ち時間が経過しておりますので……(山井委員「いや、答えていないから」と呼ぶ)既に時間が経過しておりますので、御協力をお願いいたします。(山井委員「シンプルな質問じゃないですか、過労死いつ知ったんですかって。とめてくださいよ、時計」と呼ぶ)

加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 いや、ですから、先ほど申し上げたように、委員の御指摘なのは、その過労死ということをいつ知ったかということであれば、それは過労死の支給決定ということもありますけれども、当然、その前には過労死の申請というのがあります。ただ、それについては、御遺族との関係で具体的なことは申し上げられないということで、先ほど来の答弁をさせていただいているということでもありますので、ただ、具体的に、先ほど申し上げた、本件においてもこうした事案が発生したということ、このことは本当に残念であり、それを防ぐことができなかったということは、我々は真摯に反省し、そして、そうした事態が二度と起こらないように、さまざまな監督指導にしっかりと取り組んでいきたい、かように思っております。

○山井委員 いや、私、もう終わりますけれども、ちょっとやはり気をつけていただきたいのは、これだけ裁量労働制の拡大や裁量労働制の過労死が大問題になっているときに、御遺族がファクスで過労死を公表してもいいですよと送ったにもかかわらず、まだ大臣は過労死をいつ知ったかを言わない。おまけに、その言わない理由に、御遺族の意向が何とかと言って、御遺族の意向のせいにして言わない。私は、御遺族の意向、御遺族が、加藤大臣が過労死を知った時期を言ってくれるなんて、言っているはずがないんじゃないかと思えますよ。それは、御遺族の意向じゃなくて、加藤大臣の御意向でしょう、知っていたのに国民に言っていなかったことがばれたら困るからという。そういうときに御遺族の意向を使うのは、やはり御遺族に対して失礼なんじゃないかと思えます。

そして、やはり、これだけ大議論になった裁量労働制、そして、裁量労働制よりも激しい高度プロフェッショナル、過労死のリスクはもっと高いです。その問題を議論しようといいいながら、その前提となる裁量労働制で過労死を隠したという疑いがどんどんどんどん高まって、いまだに……(発言する者あり)隠していないんだったら、いつ知ったか、言ったらいいじゃないですか。言ったらいいじゃないですか。説明責任はあなたにあるんじゃないんですか。

そういう意味では、ぜひとも、来週水曜日も引き続き、この過労死隠しの問題、集中審議をお願いしたいと思えます。

ありがとうございます。